

保護者向け

学校再開に向けた ガイドライン



宮崎市教育委員会

保護者のみなさまへ

日頃より、本市の学校教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校が長期間に渡っており、お子さまの心身の健康、学力の保障等についてご心配されていらっしゃるのだと思います。また、それを支えていらっしゃる保護者のみなさまのご負担も大きくなっていると聞いております。加えて、再開にあたって、学校での感染予防や学習の保障など、様々な点でご心配していらっしゃるものと存じます。

そのため、市教育委員会では、学校が再開に向けた準備を進めるにあたって、留意する点を「学校再開に向けたガイドライン」としてまとめました。

各学校は、再開後、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、このガイドラインを参考に、感染予防対策、心身の健康保持、学習の保障等に留意して、各学校の実情に応じた準備を行っております。

保護者のみなさまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、安全で安心な学校生活の再開に向けてご協力をよろしくお願いいたします。

宮崎市教育委員会 学校教育課

課長 牧野宏紀

(1) 登校前・登校時

- 毎朝、登校前に検温や健康状態を確認し、「健康管理チェック表」等に記入し、学校に提出する。なお、検温できなかった場合には、学校で検温する。
- 発熱や風邪等の症状が見られた場合は、児童生徒は自宅で休養する。保護者は、学校への連絡を確実に行う。
- 登校時は、可能な限りマスクを着用する。家庭にマスクがない場合は、学校に相談をする。
- 学校登校後は、手洗い等を行った上で教室に入る。
- 朝の会では、手洗いやマスク着用の確認をする。

(2) 学校生活

- 手洗いや咳エチケットを徹底する。授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声をできるだけ避ける。
- 教室は、対角線上の2箇所以上の窓を常に入れておき、出入口のドア等もできるだけ開放しておき、換気を徹底する。
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮する。
- 体育等、活動を伴う学習においては、人と人との接触をできるだけ避けるようにする。また、一度に大人数が集まって密集する活動とならないよう、可能な限り配慮する。
- 集会等、一度に大人数が集まって密集する行事や活動は、原則として延期または中止する。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行う。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への喚起・指導を徹底する。

(3) 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検する。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫をする。

(4) 部活動

- 生徒の健康・安全の確保のために、部活動顧問や部活動指導員の指導・管理の下、活動をする。（過度な運動は控える）
- 学校生活と同様の基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 活動場所は、原則校内とする。ただし、通常の活動場所として近隣の施設を使用している部活動については、その限りではない。（施設使用については、施設の管理者と要相談）
- 部活動ごとに活動時間等を設定し、可能な限り2つ以上の部活動が同時に同じ場所で活動しないような工夫をすること。
- 発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、部活動参加を見送る、途中でであっても帰宅させる等の対応を徹底する。

(5) 出席停止

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従ってください。また、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となる。
- 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる時には、自宅で休養するよう指導する。この場合については、出席停止の扱いとする。
- 保護者の意向で登校させない場合は、事前に学校と相談する。